

# 使用料・手数料見直しの基本方針



平成 21 年 11 月 30 日

江 田 島 市

## 目 次

I	使用料・手数料の見直しに当たっての基本的な考え方	P. 1
II	使用料の見直しについて	
1.	減免基準の見直しの考え方	P. 1
2.	減免の判断基準	P. 2
3.	具体的な減免基準	P. 2
III	手数料の見直しについて	
1.	見直しの考え方	P. 5
2.	見直しの判断基準	P. 5
3.	具体的な見直し基準	P. 5

## I 使用料・手数料の見直しに当たっての基本的な考え方

本市では、「江田島市行財政改革実施計画(平成18年3月策定)」に基づく歳入財源確保のための取組の一環として、「使用料・手数料の見直し」を項目に掲げ、「受益者負担の適正化」を目標に、経済情勢や市民ニーズを反映した使用料・手数料の見直しを検討しているところです。

市の施設や諸証明の発行など行政サービスを利用した場合には、受益者負担の原則により、費用の一部を使用料・手数料として市民の皆さんにご負担いただいておりますが、使用料・手数料については、合併から現在まで据え置かれてきたものが多く、社会経済状況の変化や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人との均衡などを考慮した適正な見直しが必要となっております。

使用料・手数料の見直しには、行政サービスの性質、利用対象、維持管理経費と負担割合等、様々な要因を検討し、明確な算定方法による料金設定をする必要がありますが、「受益者負担の適正化」を目標とし、使用料は、減免基準のあり方を、手数料は、近隣自治体との均衡を図るための検討を行うこととします。

今回の作業により「使用料・手数料見直しの基本方針」を策定し、これに基づく使用料・手数料の見直しを平成22年度から行うとともに、今後についても、3年毎に定期的な見直しを行い、受益者負担の適正化による効率的な行政サービスの提供を図ります。

## II 使用料の見直しについて

### 1. 減免基準の見直しの考え方

公の施設の使用料は、その施設を利用される方から等しく負担していただくことで運用しなければならないものでありますが、例外的にその負担を政策的に軽減する必要がある場合には、その全部又は一部を免除することとしています。

こうした負担の免除(減免の承認)は、施設の特異性からくる個別基準と、この基準で判断できない場合にはその時点での判断で決定していましたが、減免を適用する範囲は広がる傾向にありました。

施設の使用料の見直しに当たり、施設の利用の対価として定めた使用料の額の意義を保つ上からも、また、市民全体の平等性を維持していく上からも、減免基準を明確にし、適切な運用をしていくため、ここにその基本的な方針を定めるものです。

減免の可否に当たっては、次に掲げた基準を基に、公益性の度合いや負担能力の状況等から真に必要なものかどうかを判断し、実施するものとします。

## 2. 減免の判断基準

減免規定の運用については、個々のケースで判断することになりますが、次に掲げた判断基準を基に適切に行うものとします。

- (1) 公の施設は、公共の福祉の向上を図るために設置した施設であることから、市民が利用しやすいよう低廉な使用料として設定しているもので、本来使用料は施設使用の対価であることから、原則は全額納付を基本に考えます。
- (2) 減免の承認に当たっては、「市の主催」や「市の共催」の場合の公益性と比較し、それらと均整の取れたものでなければなりません。
- (3) 減免は、施設の利用に公益性があるもの、あるいは負担能力から支援が必要であるものなどを判断基準として、政策的に行うものとし、利用者個人の利益（教養・趣味・体育）につながる利用は、原則として減免対象としません。
- (4) 冷暖房及び照明施設の利用に係る使用料については、施設の利用時期や利用時間により利用者のみが利益を受けるものであることから、原則として減免対象としません。

## 3. 具体的な減免基準

本基準は、一般的な集会施設、学習施設、スポーツ施設等を基本にしたものであり、次に定める減免基準の具体的な例示を基に、減免の承認を行うものとしますが、これらに該当しない場合であっても、「2. 減免の判断基準」等を基に、総合的に判断し、決定するものとします。

### (1) 全額免除する場合

#### ① 市が主催する場合

#### ② 利用者の半数以上が児童、障害者（介助者を含む。）及び高齢者の場合

○子供の安全な遊び場の確保、青少年の健全育成の推進、障害者の社会参加の促進、高齢者の社会参加、健康増進、生きがいづくり、介護支援等の観点から一律的に行う。

（児童とは18歳未満、障害者とは身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精

神障害者福祉法による手帳の交付を受けている者、高齢者とは65歳以上をいう。)

③ 市の政策に沿った事業を展開するための利用

○市が住民福祉の向上のために育成した団体が、そのための活動をするとき。

例：食生活の改善，健康づくり，交通安全等を推進する団体が市の施策に沿った活動に施設を利用するとき。

(利用団体の利益につながる活動ではなく，地域住民のための活動であるため。)

④ 利用目的が利用者以外の市民の福祉の向上に寄与し，市がその活動を支援する必要があると認める利用

○地域振興や教育振興等のために活動する団体の連合体が，その活動に利用するとき。

例：自治会，女性会，子ども会，PTA，文化協会，体育協会，老人クラブ等の連合会等が，その目的の活動に利用するとき。

(例示の団体は，公益的活動を行う各構成団体を取りまとめ，社会に貢献した活動を行っている。)

○コミュニティの醸成，教育の振興，青少年の健全育成，地域の安全確保などで，地域の振興に寄与する利用をするとき。

例：地域のコミュニティ組織，自治会，女性会，子ども会，PTA，消防団，地域防犯組織等の団体が，その目的の活動に利用するとき。

(例示の団体は，地域の公民館や小中学校等を主に利用し，地域住民の福祉の向上のための活動を行っている。)

⑤ 市内の幼稚園，保育園，小中学校及び高等学校が授業等の一環としての利用

○教育的見地から一律的に行う。

⑥ 国や他の地方公共団体が利用する場合で，市民の福祉の向上のための利用

○国，県等が主催する事業で，市が関わる必要があるとして，関係する所管課が認めたとき。

## (2) 50%減免を適用する場合

- ① 市が共催する場合
- ② 非営利団体が、市民活動を活発にするために企画、実施する「講座、講習会、発表会、展示会、スポーツ・レクリエーション大会」などの利用  
○体育協会、NPO、その他任意団体が、受講料、あるいは参加料を徴収して実施する各種講座で、支援が必要と認められるとき。(自立できるものは対象外。)  
(参加者から受講料を負担していただく中で、使用料全額を負担して運営されるべきものですが、市民活動を広げていく上で支援が必要と判断するもの)
- ③ 市及び教育委員会が主催した講座の修了者が、自主グループを立ち上げ、その活動を継続・発展させていくための利用  
(ただし、主催講座の開催目的が継続される内容であること。広く市民に開放される活動であること。減免の期間は講座終了後から次年度末までであることが条件。)
- ④ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神障害者福祉法による手帳の交付を受けている人により構成されている市内の福祉団体や保護者団体の利用

### Ⅲ 手数料の見直しについて

#### 1. 見直しの考え方

手数料は、受益者からその役務の提供のために要する費用を負担していただくものであり、受益者負担率は100%を原則とするものですが、市民ニーズの高度化・多様化に対し、様々な形でサービスの向上を図り続けてきた結果、サービスを維持していくコストが、受益者の負担のみで賄うことができない状況です。

その結果、賄いきれないコストは、サービスの提供を受けない市民が負担することとなり、平等とは言えません。

また、本市の手数料については、合併の際、住民サービスの低下を招かないよう、旧町単位で比較した上で、最も低廉な価格設定を行っており、これは、広島県内の自治体と比較しても同様な価格設定になっており、今日まで多くの手数料が同様の額で据え置かれている状況です。

手数料の見直しに当たり、現在定めている手数料の額を、サービスの対価として定めていく上で、同様のサービスに係る手数料を近隣自治体と比較し、適正な負担を求めていくために、ここに基本的な方針を定めるものです。

見直しに当たっては、次の基準を基に、真に必要なものかどうかを判断し、手数料の額を改定します。

#### 2. 見直しの判断基準

本方針に基づく見直しは、法令等により算定方法が定められているもの及びこの基準に基づき見直すことが適当でないと認められるものを除く全ての手数料を対象とします。

同様のサービスの対価としての手数料が、自治体間で著しい差が生じないように、地域性、経済動向などを考慮し、近隣自治体との均衡などに配慮する必要性が認められるものについては、手数料の見直しを行います。

#### 3. 具体的な見直し基準

本基準は、各種証明手数料等を基本にしたものであり、次に定める見直し基準の具体的な例示を基に、手数料の改定を行うものとしませんが、これらに該当しない場合であっても、「2. 見直しの判断基準」等を基に、総合的に判断し、決定するものとしします。

(1) 手数料を引き上げる場合

近隣自治体と比較し、明らかに設定料金が低いと認められる手数料については、最も高い料金設定をしている近隣自治体の額を上限とし、適正な額に引き上げる。

(2) 手数料の見直しを行わない場合

近隣自治体と比較し、均衡が図られていると認められる手数料については、見直しを行わない。